地方公務員定年延長の改正法案成立

令和3年（2021年）6月4日15時38分法案成立

令和５年度からの国家公務員の定年引上げ（令和２年通常国会に法案提出）に伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで２年に１歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、**地方公務員についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずる。（10年間で段階的に定年を引き上げる⇒令和5年から令和15年まで）**

国家公務員定年延長の改正法成立 定年65歳に引き上げ

2021年6月4日 15時38分参議院法案通過

Ⅰ　法律案の内容の抜粋

１．役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

２ ．定年前再任用短時間勤務制の導入

３．情報提供・意思確認制度の新設

１．役職定年制とは、65歳定年延長に伴い校長・教頭・部長・課長の管理職の上限を60歳までとする制度である。管理職は、６０歳なると一般職勤務になる制度を言う。（若い世代の管理職昇進が滞らないようにする狙い。）

※ 職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができる。

２. 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を導入し勤務の選択の幅を広げる。

３．任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思決定を確実なものにする。

Ⅱ　その他

給与に関する措置

◇当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の７割水準に設定する。

◇60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

定年延長により人件費の増加が見込まれるため、総務省は、６０歳を超える職員の給与を国家公務員と同じようにそれまでの７割程度に抑えるよう自治体に求める方針。

退職金については、確定してないが、給料が7割に減額されるので3割減が考えられる。

政府は、民間企業に比較して公務員だけが優遇されているという声を気にしているようですが、そもそも公務員の定年延長は、労働人口の減少と人生100年時代の構想から出て来たものであり、積極的な発想で、もっと待遇を良くしていく必要がある。

連絡先　福岡県退職公務員連盟　事務局長

住所　〒826-0043 田川市大字奈良1716-5　　　　携帯　080-5261-3632